

製造産業基盤強化基金補助金交付要綱(平成18年1月11日制定)及び
『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表

令和2年3月末現在

1. 基金の概要

基金(事業)の名称	革靴製造業基盤強化特別対策事業基金 (革靴製造業基盤強化特別対策事業)	
法人名	特定非営利活動法人 日本靴工業会	
基金額(国庫補助金相当額)	152百万円(127百万円)	
基金事業の目的	革靴製造業の経営安定化及び事業多角化を図り、革靴製造業の健全な発展に寄与すること。	
基金事業の概要 (見直し対象となる融資等業務(※1)を行っている場合は、その概要)	革靴の製造に関連する新規借入金に対する利子の補給、技術開発及び皮革関連製造業振興事業、技術者・デザイナー等人材養成事業、技術関連情報収集・提供及び周知事業、国際交流事業	
基金事業を終了する時期	令和9年3月末	
次回の見直し時期	令和3年度	
基金事業の目標	主要革靴製造業者の平均売上高を向上させることで、革靴製造業の経営安定化及び事業多角化を図る。	

2. 見直し結果

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要 (平成18年8月15日閣議決定、平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※2))	平成18年、20年、23年、25年、26年、27年、28年、29年、30年度において随時及び定期見直しにより成果目標等の見直しを実施。今後とも経済産業省の指導監督に従い『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』に適合するよう適切に実施。
目標達成の評価	主要革靴製造業者の平均売上高は、近年の激しい消費動向や、カジュアル指向の高まり等により減少となっている。さらに令和元年度に関しては、第4四半期に発生した新型コロナウイルス感染症の影響で消費動向が激減した。
基金の保有割合	0.91
基金の保有割合の算出	<p>(算出に用いた方式) 保有割合＝令和2年3月末の基金額÷(事業費等所要見込額×事業終了までの残年数) ＝140百万円÷(22百万円×7)</p> <p>事業費等所要見込額(23百万円)＝①過去6年間事業費等支出平均額＋②新規事業による今後の支出見込額 ①過去6年間(平成26年度から平成31年度)の事業費等支出平均額＝15百万円 ②新規事業による今後の支出見込額＝7百万円 EPAを通じた自由貿易の進展等により、多くの輸入品が国内市場に流入するなど依然として大変厳しい事業環境が続いているところである。こうした中、RCEP交渉など貿易の自由化が加速していく中で、既存事業による対策のみでは、経営安定化を図ることが困難であるため、海外への販路開拓やインバウンド強化等の新規事業について調査や検討を行い、経営基盤の強化に向けた更なる対策を実施してい</p>

使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果	使用見込みの低い基金等の該当の有無	有	無
	[有の場合]該当する理由:		
その他			

3. 運用方法

科目	当該運用資産を選択している理由	金額(単位:百万円)
預貯金	資金の安全性と資金管理の透明性が確保されるため。	140
短期・長期信託	-	0
有価証券		0
国債	-	0
政保債、地方債	-	0
その他社債等	-	0

4. 執行状況

		平成31年度	令和2年度見込み
収入	国費	0	0
	国費以外		
	出資等	0	0
	運用収入	0	0
	その他	0	0
	前年度繰り越し	152	140
	(マイナス)返納額	0	0
	合計(a)	152	140
支等 (事業費 等 出)	事業費(交付額)	12	27
	管理費(※支出先は当法人及び事務局)	0	0
	合計(b)	12	27
基金残高(a-b)		140	112
出資残高		0	0
貸付残高		0	0
債務保証残高		0	0

<交付額等>

	29年度	30年度	31年度	令和2年度見込み
支出件数	4	5	5	6
支出額	9	10	12	27

※1「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)第14条第3号に該当する融資等業務をいう。

※2「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)、「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日 行政改革推進本部)